

# 【 国民健康保険税について 】

国民健康保険は世帯単位で加入し、世帯主が納税義務者になります。世帯主が加入者でない場合でも世帯に加入者がいる場合、納税義務者は世帯主になります。

国民健康保険税には、医療保険分・後期高齢者医療支援分・介護保険分があります（介護保険分は40歳から64歳の被保険者が対象）。それぞれに被保険者などの所得に応じた所得割、世帯の被保険者数に応じた均等割、世帯毎の平等割があり、これらを合計して税額を算出します。

## ■平成30年度 国民健康保険税の税率および計算方法

内訳	計算方法	税率など		
		医療保険分	後期高齢者医療支援分	介護保険分
所得割額	(平成29年中の総所得金額等－基礎控除33万円)×税率	7.6%	2.1%	2.3%
均等割額	被保険者1人あたり	24,000円	7,000円	15,000円
平等割額	1世帯あたり	24,000円	7,000円	
保険税年額	所得割＋均等割＋平等割 (ただし、賦課限度額まで)	賦課限度額 58万円	賦課限度額 19万円	賦課限度額 16万円

※平成30年度は、医療保険分の賦課限度額が58万円に改定されました。

### ◇40歳、65歳、75歳になる人へ

- ・介護保険分は、40歳から65歳到達月までで算定しています。65歳到達後は、介護保険制度から通知します。年度途中の40歳到達者は、到達後に算定し通知します。
- ・年度途中で75歳になる人は、あらかじめ75歳到達までで算定しています。75歳到達後は、後期高齢者医療制度から通知します。

## ■国民健康保険税の軽減・減免について

### ◇均等割額・平等割額の軽減制度（申請不要）

世帯主および被保険者の前年所得が一定の基準以下の場合、均等割額・平等割額の軽減制度があり、条件により2割・5割・7割の軽減割合となります。

### ◇後期高齢者医療制度に伴う経過措置（申請不要）

保険料の軽減世帯のうち、被保険者が後期高齢者医療制度に移行する世帯で、世帯構成や収入が変わらない場合、これまでと同様の軽減を受けることができます。

また、後期高齢者医療制度に移行したことにより国民健康保険の被保険者が1人になる場合、5年間は平等割額が2分の1、その後変更がない場合、3年間は平等割額が4分の3となります。

### ◇被用者保険から後期高齢者医療制度に

#### 移行する場合（申請が必要）

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する人の被扶養者で、65歳から74歳の人が新たに国民健康保険に加入する場合、申請による減免措置があります。

### ◇非自発的失業者の軽減（申請が必要）

倒産や解雇などにより国民健康保険に加入された人で、一定の条件を満たす場合、申請により国民健康保険税の軽減措置が適用されます。

健康保険課の窓口で申請を受け付けます。印鑑、雇用保険受給資格者証を持参してください。なお、国民健康保険の加入と併せて行う場合、退職日が確認できる書類（会社の健康保険資格喪失証明書または退職証明書など）が必要となります。

# 【後期高齢者医療保険料について】

平成30年度から後期高齢者医療保険料が次のとおり改定されました。制度を運営する県広域連合によって、保険料が2年ごとに見直されます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

## ■保険料率の変更について（平成30年度・31年度）

均等割額	所得割額	保険料賦課限度額
変更前 → 変更後 52,390円 → 52,444円	変更前 → 変更後 10.52% → 10.28%	変更前 → 変更後 57万円 → 62万円

### ◇軽減措置の主な変更点

- ①賦課のもととなる所得が58万円以下の人は、所得割額の軽減が『2割軽減』から『軽減なし』に変わります。
  - ②後期高齢者医療制度の加入前に被用者保険の被扶養者であった場合の均等割額の軽減は、『7割軽減』から『5割軽減』に変わります（平成31年度以降は、軽減期間が資格取得後2年を経過する月までとなります）。
- ※各軽減措置などの詳細は、健康保険課賦課徴収係にお問い合わせください。

## 平成30年度国民年金保険料の免除申請を 7月1日から受け付けます

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

除・猶予された保険料をあとから納めること（追納）ができ、受給額を増やすことができます。

また、申請月から2年1ヶ月以内で未納の期間があれば、さかのぼって免除・猶予の申請ができます。過去の申請は、随時、受け付けています。保険料を未納のまま放置せず、早めに手続きをしてください。

詳細は、徳山年金事務所にお問い合わせください。

### ◇問合せ先

・日本年金機構

徳山年金事務所

☎ 0834・31・2152

・健康保険課保険年金係  
☎ 52・5809



## 徳山年金事務所 年金相談

年金相談会を実施します。お気軽にご利用ください。

希望する人は、徳山年金事務所へ予約してください。

※役場では予約できません。

◇日時 7月19日（木）

午前10時～午後4時

（正午～午後1時は除く）

◇場所

町役場1階保健室

◇持参品

基礎年金番号の分かるもの（年金手帳・年金証書など）、相談者本人の確認ができるもの（運転免許証など）

※代理人による相談の場合、委任状および代理人本人の確認ができるものを持参してください。

◇予約受付締切（完全予約制）

7月18日（水）

◇申込み・問合せ先

徳山年金事務所

☎ 0834・31・2152

## 【 介護保険料について 】

平成30年度から、介護保険料が左表のとおり改定されました。なお、65歳以上の人の介護保険料の額は、3年ごとに見直されます。平成30年度からの3年間に町で必要となる介護保険給付額から算出した基準額をもとに、前年の所得内容と世帯の課税状況に応じて決定します。

介護保険料は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくための大切な財源です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

### ■基準額の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{田布施町に必要な} \\ \text{介護サービスの総費用} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の人の} \\ \text{負担分 約 23\%} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{田布施町に住む} \\ \text{65歳以上の人数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料の基準額} \\ \text{70,400円(年額)} \\ \hline \end{array}$$

※町で必要な介護サービスの総費用は、2分の1を国・県・本町が負担し、残る2分の1を第1号被保険者(65歳以上の人)と第2号被保険者(40歳から64歳までの人)で負担します。

## 【 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付について 】

平成30年度の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税(納付)通知書を、7月中旬に納税(納付)義務者に送付します。保険税や保険料の支払い方法は、次のとおりです。

#### ◇納付書または口座振替で支払う場合

年額を8回(7月～翌年2月まで毎月)に分けて納付書または口座振替で納付

#### ◇年金から天引きで支払う場合

年金の支給額から事前に差し引き納付

#### ◇条件により納付書または口座振替と年金から天引きの併用となる場合

(例1) 納付書または口座振替により7月・8月・9月分を納付し、残りの額を10月・12月・翌年2月に年金からの天引きで納付

(例2) 年金から天引きにより4月・6月・8月分を納付し、残りの額を6回(9月～翌年2月まで毎月)に分けて納付書または口座振替で納付

※国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の納付方法の変更を希望される人は、保険税(料)を滞納なく納付していることなど一定の条件に該当する場合に限り、申請により年金天引きから口座振替に変更することができます。申請は、健康保険課賦課徴収係で行ってください(7月31日までに手続きをされた場合、9月28日分から口座振替を開始し、10月以降の年金天引きを中止することが可能です)。

※所得税などの社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されます。

※介護保険料は、介護保険法で納付方法が定められているため、変更することができません。

#### ◇災害など特別な事情により保険税(料)を納めることが困難な場合

災害など特別な事情がある場合、徴収の猶予または減免が適用される場合があります。詳細は、健康保険課賦課徴収係にお問い合わせください。

## ■平成29年度と30年度の所得段階別保険料の比較

平成 29 年度

平成 30 年度

課税状況		対象者	保険料年額 (保険料額)		保険料年額 (保険料額)	対象者	
本人	世帯						
非課税	全員が非課税	生活保護、老齢福祉年金を受給している	1段階 25,560円 (基準額×0.45)	→	1段階 31,680円 (基準額×0.45)	生活保護、老齢福祉年金を受給している	
		公的年金等収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下				公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計金額が80万円以下	
		公的年金等収入額と合計所得金額の合計金額が80万円を超え120万円以下	2段階 42,600円 (基準額×0.75)	→	2段階 52,800円 (基準額×0.75)	公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計金額が80万円を超え120万円以下	
		公的年金等収入額と合計所得金額の合計金額が120万円を超える	3段階 42,600円 (基準額×0.75)	→	3段階 52,800円 (基準額×0.75)	公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計金額が120万円を超える	
		課税者あり	公的年金等収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下	4段階 51,120円 (基準額×0.9)	→	4段階 63,360円 (基準額×0.9)	公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計金額が80万円以下
	公的年金等収入額と合計所得金額の合計金額が80万円を超える		5段階 56,800円 (基準額)	→	5段階 70,400円 (基準額)	公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計金額が80万円を超える	
	課税		合計所得金額が120万円未満	6段階 68,160円 (基準額×1.2)	→	6段階 84,480円 (基準額×1.2)	合計所得金額が120万円未満
			合計所得金額が120万円以上190万円未満	7段階 73,840円 (基準額×1.3)	→	7段階 91,520円 (基準額×1.3)	合計所得金額が120万円以上200万円未満
			合計所得金額が190万円以上290万円未満	8段階 85,200円 (基準額×1.5)	→	8段階 105,600円 (基準額×1.5)	合計所得金額が200万円以上300万円未満
		合計所得金額が290万円以上	9段階 96,560円 (基準額×1.7)	→	9段階 119,680円 (基準額×1.7)	合計所得金額が300万円以上	

※平成30年度からは、長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除がある場合、合計所得金額から控除します。